

福津市特定事業主行動計画の実施状況及び女性活躍状況の公表

福津市では、次世代育成支援対策推進法及び女性の就業生活における活躍の推進に関する法律に基づいて、特定事業主行動計画として「福津市職員み・ら・い行動計画」という計画を策定し取り組みを行なっております。

女性活躍推進法の第19条第6項及び第21条に基づき、令和7年度の状況を公表します。

【職業生活における機会提供に関する状況】

1 採用した職員に占める女性職員の割合

採用した職員	令和6年4月1日	令和7年4月1日
全体	16	21
女性	8	8
女性割合	50.0%	38.1%

2 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

課長以上	令和6年4月1日	令和7年4月1日
全体	53	54
女性	13	12
女性割合	24.5%	22.2%

※管理職手当を受給する職員

3 各段階役職にある職員に占める女性職員の割合

	令和6年4月1日	令和7年4月1日
部長級	23.1%	16.7%
課長級	17.1%	16.7%
主幹級	53.3%	47.1%
係長級	48.1%	45.0%

【職業生活と家庭生活の両立に資する勤務環境の整備に関する状況】

4-1 育児休業を取得した職員の男女別割合、取得期間の分布状況

取得割合	令和5年	令和6年
女性割合	100.0%	100%
男性割合	25.0%	100%

4-2 育児休業取得期間の男女別取得分布

育休取得期間	令和5年		令和6年	
	女性	男性	女性	男性
1月以下		1人		1人
1月超～3月以内				2人
4月超～6月以内				
7月超～9月以内	1人		2人	
10月超～1年以内				
1年超～1年6月以内	6人			
1年半超～2年以内	1人			
2年超～2年半以内				
2年半超～3年以内				

※当該年(1月～12月)に出産した職員について記載しているため育休期間は延長となる可能性があります。

※女性職員は、育児休業の前に産前産後休暇(約16週間)が取得できます。

取組み

- ・育児介護両立支援ハンドブックの配布・説明

5 職員の超過勤務状況(管理的地位にある職員を除く)

	令和5年度	令和6年度
1人あたり月平均	11.9	11.5

取組み

- ・時間外勤務の上限規制の周知徹底
- ・管理職に対する月別取得状況の共有

6 職員の年次有給休暇の取得状況

	令和5年	令和6年
平均日数	13.9日	14.9日

取組み

- ・年に数回、全職員に周知